

市税のしおり

目次

第1章	わたしたちの市税	P 2
1	個人の市民税・県民税（個人住民税）	P 2
2	法人の市民税	P16
3	固定資産税・都市計画税	P19
4	軽自動車税	P31
5	市たばこ税	P35
6	入湯税	P36
7	事業所税	P37
第2章	国と県の税金	P38
第3章	納税のご案内	P39
1	市税の納付方法	P39
2	過誤納金の還付	P42
3	滞納	P42
4	納税者の権利救済制度－不服申立て	P45
第4章	市税の証明書	P46

税金の役割

自治体や国が事業やサービスを行う際、その費用は、主に住民・国民の皆さんに分担していただいています。それが【税金】です。たとえば、神戸市の2025年度一般会計当初予算額1兆59億円のうち、32.9%に当たる3,314億円が市税によるものです。

市と県では、その地域の住民が、自ら選んだ首長（市長や知事）、議会の議員を通じて、自分たちの市や県の実情に応じた、主体的な運営をします。このことを【自治】といいます。

その費用となる市税や県税には、その人に所得があるかないか、その所得の額、資産をお持ちかどうかなどに応じて負担していただくものや、その地域に住む住民がみんなで分かち合う「会費」のように負担していただくものがあります。

集められた税金は、福祉の充実や教育・文化の振興、インフラの整備など、皆さんの生活向上のために使われます。

第1章 わたしたちの市税

現在、神戸市で皆さんに負担していただいている市税は次のとおりです。
大きく分けて【普通税】と【目的税】があります。

普通税 使いみちが決められていなくて、 どのような仕事の費用にもあてることができる税金	目的税 使いみちが特定されている税金
市民税(個人・法人) 固定資産税 軽自動車税 市たばこ税 特別土地保有税(2003年度から課税停止)	入湯税 事業所税 都市計画税

1. 個人の市民税・県民税（個人住民税）

市民税は、個人が払う個人市民税・県民税と企業が払う法人市民税とに分かれます。
ここでは、個人市民税・県民税について説明します。なお、個人市民税と個人県民税を合わせて【個人住民税】と呼びます。

個人住民税は、県民税も市民税の納付先である神戸市に合わせて納付します。その後、神戸市で手続きを行い、兵庫県へ払い込んでいます。

個人住民税には、定額で課税される「均等割」と、前年の所得に応じて課税される「所得割」があります。

均等割		所得割	
市民税	県民税	市民税	県民税
3,400円	1,800円	8%	2%

● 個人住民税が課税されない人（非課税の人）

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ② 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
- ③ 前年の合計所得金額が次の計算で求めた額以下の人
 $35 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10 \text{ 万円} + 21 \text{ 万円} ※$
※ 21万円は、同一生計配偶者または扶養親族のある人にのみ加算します

● 均等割のみ課税される人

- ① 上記③に該当しない場合で、前年の総所得金額等が次の計算で求めた額以下の人
 $35 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10 \text{ 万円} + 32 \text{ 万円} ※$
※ 32万円は、同一生計配偶者または扶養親族のある人にのみ加算します
- ② 事務所・事業所・家屋敷課税：1月1日時点で神戸市内に事務所・事業所・家屋敷を有する方で、同じ区内に住所がなく、かつ前年中に一定の所得があった人

● 均等割・所得割とも課税される人

1月1日時点で神戸市内に住所があり、一定の収入を得ている人。

未成年や1月2日以降に他の市町村へ引っ越した場合でも、神戸市に個人住民税を納めます。

税の用語

【合計所得金額】とは、分離して課税される所得も含んだ所得金額の合計額で、雑損失・純損失等を繰越控除する前の金額をいいます。

【総所得金額等】とは、合計所得金額から雑損失・純損失等を繰越控除した後の金額をいいます。

【同一生計配偶者】とは、納税義務者と生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

● 税額の計算方法（県民税も合わせて計算します）

① 収入金額から必要経費等を引き、所得金額を求めます。（詳しくは [P4](#)）

$$\text{収入金額} - \text{必要経費等} = \text{所得金額}$$

② 所得金額から所得控除額（詳しくは [P7](#)）を引き、課税対象となる所得金額（課税標準額）を求めます。

$$\text{所得金額} - \text{所得控除額} = \text{課税標準額}$$

③ 課税標準額に所得割の税率10%をかけた後、税額控除額（詳しくは [P9](#)）を引き、所得割額を求めます。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

④ 所得割額と均等割額を足したものが、個人住民税の税額です。

$$\text{所得割額} + \text{均等割額} = \text{税額}$$

個人住民税の税額シミュレーション

税額の試算および個人住民税の申告書の作成がインターネットでできます。

詳しくは「[税額シミュレーション](#)」

(1) 所得金額の算出方法

所得の種類は10種類あり、収入からその収入を得るためにかかった費用（必要経費）や決められた金額を差し引いて計算します。この差し引くことを【控除】といいます。

計算方法は所得の種類に応じて下表のとおりです。

所得の種類		所得金額の計算方法
給与所得	お勤めの人給料、ボーナスなど	収入金額－給与所得控除額(P4)
雑所得	公的年金や印税、講師料など、他にあてはまらない所得	●公的年金等 公的年金などの収入金額－公的年金等控除額(P6) ●その他 収入金額－必要経費
利子所得	公債や社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
配当所得	株式の配当や証券投資信託の分配金など	収入金額－株式など元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	家賃や地代、権利金など	収入金額－必要経費
事業所得	事業から生じる所得	収入金額－必要経費
一時所得	賞金や競馬などの払戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額(1/2が課税対象となります)
退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2(P12)
山林所得	山林の伐採や売却をして得た所得	収入金額－必要経費－特別控除額
譲渡所得	土地や建物などの資産を売って得た所得	収入金額－土地や建物の取得費・譲渡経費－特別控除額

給与所得控除額

給与収入は、必要経費にかわるものとして、収入金額に応じて給与所得控除額を控除します。

給与収入金額(源泉徴収票の支払金額)		給与所得控除額
162万5千円以下		55万円
162万5千円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円

* 所得税法別表5（簡易給与所得表）と異なる部分があります。

配偶者の給与収入に対する個人住民税／所得税の課税・非課税と配偶者控除の関係

配偶者の1年間 (1月～12月)の給与収入	配偶者本人に 翌年度の個人住民税が	配偶者本人に その年の所得税が	納税義務者が 配偶者(特別)控除を
100万円以下	かからない	かからない	受けられる
100万円超 103万円以下	かかる(①)	かからない	
103万円超 201万6千円未満		かかる(②)	受けられない
201万6千円以上			

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者(特別)控除はいずれもありません。

①個人住民税は、前年1年間(1～12月)の給与収入に対して毎年5月または6月に税額を決定し通知します。

②配偶者・扶養親族本人の社会保険料控除や勤労学生控除によってはかからないこともあります。

配偶者の給与収入と納税義務者が受ける配偶者控除／配偶者特別控除の詳細

配偶者(特別)控除は、配偶者の給与収入に応じて控除金額が段階的に減少します。

配偶者の給与収入		納税義務者の控除額		控除の種類
		個人住民税	所得税	
103万円以下		33万円	38万円	配偶者控除
103万円超	150万円以下	33万円	38万円	
150万円超	155万円以下	33万円	36万円	配偶者特別控除
155万円超	160万円以下	31万円		
160万円超	166万8千円未満	26万円		
166万8千円以上	175万2千円未満	21万円		
175万2千円以上	183万2千円未満	16万円		
183万2千円以上	190万4千円未満	11万円		
190万4千円以上	197万2千円未満	6万円		
197万2千円以上	201万6千円未満	3万円		
201万6千円以上		なし		控除できません

※配偶者本人に年金など、他の所得がある場合は、この表は当てはまりません。

※納税義務者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合には控除額が2/3に、950万円超1,000万円以下の場合には控除額が1/3になります。どちらの場合も1万円未満は切り上げます。

扶養親族の給与収入に対する個人住民税／所得税の課税・非課税と扶養控除の関係

扶養親族の1年間 (1月～12月)の給与収入	扶養親族本人に 翌年度の個人住民税が	扶養親族本人に その年の所得税が	納税義務者が 扶養控除を
100万円以下	かからない	かからない	受けられる
100万円超 103万円以下	かかる(①)		
103万円超		かかる(②)	受けられない

①個人住民税は、前年1年間(1～12月)の給与収入に対して毎年5月または6月に税額を決定し通知します。

②配偶者・扶養親族本人の社会保険料控除や勤労学生控除によってはかからないこともあります。

所得金額調整控除額

①または②に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除額を控除します。

①給与収入金額が850万円超で(イ)～(ハ)のいずれかに該当する。

(最大控除額：15万円)

(イ)本人が特別障害者

(ロ)23歳未満の扶養親族がいる

(ハ)同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者

②給与所得と公的年金等にかかる雑所得の両方があり、その合計金額が10万円を超える。(最大控除額：10万円)

公的年金等控除額

公的年金等収入から、必要経費にかわるものとして、年齢と年金の収入金額に応じた公的年金等控除額を控除します(下表は、公的年金等にかかる雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円以下の場合の表)。

年 齢	公的年金等収入金額	公的年金等控除額
65歳以上	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	収入金額×25%+27万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%+68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額× 5%+145万5千円
	1,000万円超	195万5千円
65歳未満	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	収入金額×25%+27万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%+68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額× 5%+145万5千円
	1,000万円超	195万5千円

(2) 所得控除

所得金額から、個人住民税がかかる人の実情に合った税負担となるように、配偶者や扶養親族の有無、病気や災害などでの臨時的な出費の有無など、個人的な事情に応じて所得控除額を控除します。

種 類	適用される場合	個人住民税	(参考)所得税
基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下	43万円	48万円
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円
配偶者控除 ※1	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、同一生計配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合	33万円	38万円
	配偶者が70歳以上の場合	38万円	48万円
配偶者特別控除 ※1	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、同一生計配偶者の合計所得金額が48万円超 95万円以下	33万円	38万円
	95万円超 100万円以下	33万円	36万円
	100万円超 105万円以下	31万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	
扶養控除	130万円超 133万円以下	3万円	
	生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の扶養親族が16歳以上19歳未満、または23歳以上70歳未満の場合	1人につき33万円	1人につき38万円
	19歳以上23歳未満の場合	1人につき45万円	1人につき63万円
	70歳以上の場合	1人につき38万円	1人につき48万円
障害者控除	70歳以上の父母等で同居している場合	1人につき45万円	1人につき58万円
	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合	1人につき26万円	1人につき27万円
	本人、同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者の場合	30万円	40万円
寡婦控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が同居特別障害者の場合	53万円	75万円
	合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがおらず、①または②に該当する場合（ひとり親控除に該当する場合を除く） ①夫と離別後未婚の人で、扶養親族がいる ②夫と死別後未婚または夫が生死不明の人	26万円	27万円

種 類		適用される場合	個人住民税	(参考)所得税
ひとり親 控除		実際に婚姻をしていない、または配偶者が 生死不明の人のうち、次の①～③をすべて満たす場合 ① 合計所得金額が500万円以下 ② 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認め られるものがない ③ 総所得金額等が48万円以下の生計を一に する子がいる	30万円	35万円
勤労学生 控除		① 合計所得金額が75万円以下かつ ② 給与所得等以外の所得金額が10万円以下の学生	26万円	27万円
雑損控除		本人、総所得金額等が48万円以下 の同一生計配偶者、その他の 親族が災害や盗難などによる資 産の損失がある	いずれか多い額 ① 損失額－保険等により補てんされた額 －総所得金額等×1/10 ② 災害関連支出の金額－5万円	
医療費 控除 ※2	従来の 医療費控除	本人、同一生計配偶者、その他 親族の医療費を支払った場合	(支払った医療費)－(保険等により補て んされた額)－①②のいずれか少ない額 ① 総所得金額等×5% ② 10万円 ※控除額の上限は200万円	
	セルフ メディケー ション税制	健康の保持増進および疾病の予防 への取組として一定の取り組みを 行っている人が、同一生計配偶者、 その他の親族の特定一般用医薬品 等購入費を支払った場合 ※3	特定一般用医薬品等購入費－保険金等 －1万2千円 ※控除額の上限は8万8千円	
社会保険料 控除		本人、同一生計配偶者、その他の 親族のために社会保険料を支 払った場合	支払った金額の全額 ※4	
小規模企業 共済等 掛金控除		小規模企業共済制度の掛金、ま たは心身障害者扶養共済制度の 掛金を支払った場合	支払った金額の全額	
生命保険料 控除		本人、配偶者、その他の親族が受取人である 生命保険契約などの保険料などを支払った場合	支払金額に 応じて計算 した控除額 最高 7万円	支払金額に 応じて計算 した控除額 最高 12万円
地震保険料 控除		本人、配偶者、その他の親族の家屋などを保険 の目的とする損害保険契約などのうち、地震等 損害部分のために保険料などを支払った場合	支払金額に 応じて計算 した控除額 最高 2万5千円	支払金額に 応じて計算 した控除額 最高 5万円

- ※1 配偶者(特別)控除額は本人の合計所得金額が900万円以下の場合の控除額です。本人の合計所得金額が900万円超950万円以下
の場合には控除額が2/3に、950万円超1,000万円以下の場合には控除額が1/3になり、1,000万円超の場合は控除対象外となりま
す。いずれも1万円未満は切り上げます。
- ※2 「従来の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」は、いずれか一方しか選択することができません。
- ※3 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に
転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。
- ※4 同一生計配偶者等の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている介護保険料や国民健康保険料、後期高齢者医
療保険料は、本人の控除の対象にはなりません。

雑損控除と繰越損失

雑損控除が、その年の所得から控除しきれない場合は、翌年以降3年間繰り越すことができます。
繰り越された損失額は、雑損控除ではなく、所得の計算段階で考慮される繰越損失に変わります
(所得・課税証明書、納税通知書などへの表示もこれに応じて変わります)。

(3) 均等割額と所得割の税率と森林環境税（国税）の税額

市民税と県民税の税率と負担額は以下のとおりです。

均等割額		所得割の税率		森林環境税(国税)
市民税	県民税	市民税	県民税	年間
3,400円	1,800円	8%	2%	1,000円

市民税 3,400 円のうち、400 円は認知症「神戸モデル」の負担額です。

県民税 1,800 円のうち、800 円は森林や都市の緑の整備に使われる「県民緑税」です。

森林の整備およびその促進に関する施策の財源として、国内に住所がある個人に森林環境税（国税）が課税され、年額 1,000 円を住民税の均等割と合わせて納付します。森林環境税の税収の全額は森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

(4) 税額控除

税額控除とは、税額を算出した後にその税額から差し引く金額のことで、次のような控除があります。

調整控除

税源移譲に伴う所得税と個人住民税の人的控除額の差による負担増を調整するために、所得割額から次の額を控除します（合計所得金額が 2,500 万円を超える場合、調整控除は適用されません）。

	個人住民税の課税所得金額	
	200万円以下	200万円超
控除額	次の①②のいずれか小さい額×5%※ ①人的控除額※の差の合計額 ②個人住民税の課税所得金額	{左の①－(個人住民税の課税所得金額－200万円)}×5%※ ※2,500円に満たない場合は、2,500円

※5%の内訳：市民税4%、県民税1%

※人的控除額とは、所得控除のうち、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除をいいます。

合計所得金額が2,400万円超2,500万円以下の場合、基礎控除による控除差は5万円です。

ひとり親控除に該当する者で、父の場合、ひとり親控除による控除差は1万円です。

住宅借入金等特別税額控除

2009 年 1 月～ 2025 年 12 月に住宅に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から引ききれなかった額がある場合には、個人住民税の所得割額から次のいずれか少ない金額を控除します。

●所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引ききれなかった額

●所得税の課税総所得金額等の合計額に 5% を乗じて得た額（最高 97,500 円）

ただし、2014 年 4 月から 2021 年 12 月に入居された人（住宅の取得等が特定取得である場合）、または 2022 年居住開始分で特例の延長等に該当する人は、所得税の課税総所得金額等の合計額に 7% を乗じて得た額（最高 136,500 円）

住宅借入金等特別税額控除を受けるには入居した年分の所得税の確定申告をしてください。2 年目以降は勤務先での年末調整または所得税の確定申告において所得税の住宅ローン控除の申告をしてください。個人住民税については、申告などの手続きは原則不要です。

寄附金税額控除

兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部、都道府県、市町村、特別区、神戸市が条例で指定した団体に対して寄附をした場合、次の計算による額を控除します（寄附金の合計額が2,000円超の場合に限る）。

控除額＝次の①②のいずれか少ない額×10%（10%の内訳：市民税8%、県民税2%）

①寄附金の合計額－2,000円

②総所得金額等×30%－2,000円

他の都道府県等が条例で指定した団体であっても、神戸市もしくは兵庫県が指定していない場合には寄附金税額控除を受けることはできません。神戸市が条例で指定した団体はホームページでご確認ください。

詳しくは▶ [「神戸市の条例指定寄附金のご案内」](#)

ふるさと納税

寄附金に、都道府県、市町村、特別区に対する寄附金が含まれる場合には、前記に加えて次の額が加算されます。これを特例控除額といい、所得割額の2割が上限です。

特例控除額＝（都道府県・市町村・特別区への寄附金額－2,000円）
×（90%－寄附した人に適用される所得税率）

【控除イメージ（※1）】

寄附金額 40,000円				
適用 下限額	【所得税】 所得控除による軽減（※3）（※4）	【個人住民税】 基本控除（※3）	【個人住民税】 特例控除	所得割額の 2割を限度
2,000円	(40,000円－2,000円) ×20%（※2）＝7,600円	(40,000円－2,000円) ×10%＝3,800円	(40,000円－2,000円)×(100%－10%－20%（※2）) ＝26,600円	
控除額 38,000円				

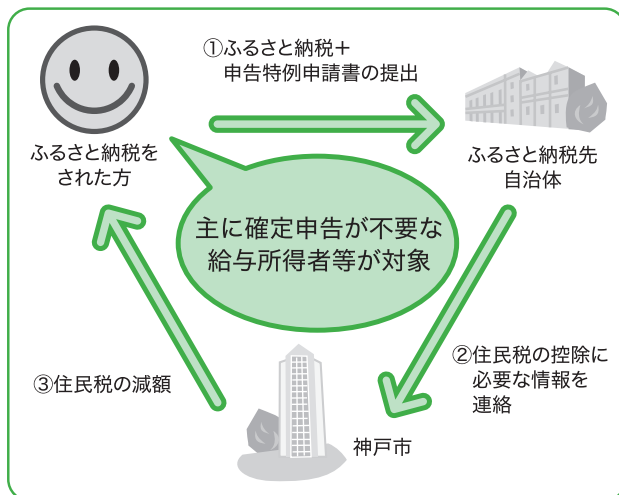
- ※1 年収700万円の給与所得者（夫婦なしの場合、所得税の限界税率は20%）が、地方団体に対し4万円の寄附をした場合のものです。
- ※2 所得税の限界税率であり、年収により0～45%の間で変動します。なお、2014年度から2038年度については、復興特別所得税を加算した率とします。
- ※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%、個人住民税（基本分）は総所得金額等の30%が限度です。
- ※4 確定申告をしない人で、申告特例申請書を提出した場合は、同額が個人住民税から控除します。

ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告の必要のない給与所得者等がふるさと納税を行った場合、ふるさと納税を行った自治体に申請書を提出することで、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられるという制度です。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合などは、ワンストップ特例制度の適用が受けられません。その場合は、確定申告をしてください。

ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合の流れ

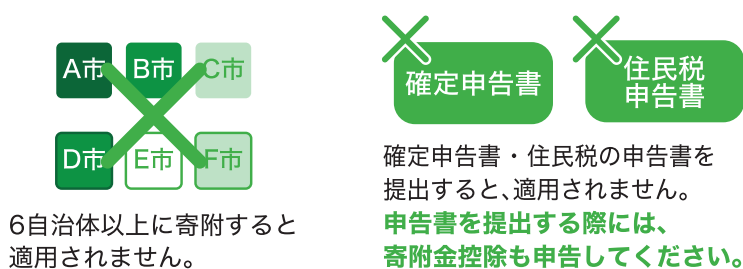


①ふるさと納税を行い、**申告特例申請書**をふるさと納税先自治体に提出します。

②ふるさと納税先自治体から神戸市へ住民税の控除に必要な情報が送られます。

③②の情報をもとにふるさと納税をした**翌年度分の住民税**が減額されます。

しかし、
以下の場合**ワンストップ特例が適用されません!**



配当控除

株式の配当所得がある人は、次の額を控除します。

なお、上場株式等の配当について「申告分離課税」を選択する場合、配当控除はありません。

区 分	市民税	県民税
課税所得金額の 1,000万円以下 の部分に含まれる配当所得	×2.24%	×0.56%
課税所得金額の 1,000万円超 の部分に含まれる配当所得	×1.12%	×0.28%

※証券投資信託の場合は、種類により控除率が変わります。

外国税額控除

外国で、その国の所得税などを課された場合に、個人住民税額から控除します。

所得税に外国税額控除が適用され、所得税から外国税額控除額を控除しきれない場合に、まず県民税の所得割から控除しきれなかった額を控除します。それでも控除しきれなかった場合には、市民税の所得割から所得税の控除限度額の24%を上限として控除します。

配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

配当割または株式等譲渡所得割が特別徴収された場合に、これらの事項に関して確定申告すると、個人住民税の所得割から、配当割または株式等譲渡所得割の相当額を控除します。個人住民税の所得割から控除しきれなかった場合は、順次、個人住民税の均等割、森林環境税、他の未納の市税に充当し、なお額が残るときは、当該金額を還付します。

● 課税の特例（分離課税）

総合課税と分離課税

所得割額を計算する場合、前年の所得金額については、原則すべての所得を合計して計算します。これを「総合課税」といいます。一方、土地・建物等の譲渡所得や退職所得などについては、他の所得と区別して、特別な方法で税額を計算する特例があります。これを「分離課税」といいます。

分離課税分の税額は、退職所得の分離課税を除き、所得のあった翌年に納付します。土地・建物等の譲渡を行った翌年は、個人住民税の税額が増える場合があります。

(1) 退職所得の課税の特例

退職金などに対する個人住民税は、他の所得とは分けて計算します。勤め先の会社などが退職金などを支払う際に支払金額から差し引きます。差し引いた個人住民税は、退職金などの支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日に居住する市町村に納付します。

$$\text{税額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2(*1) \times 10\%(*2)$$

- *1 役員等で勤続年数5年以下の人は、1/2控除はありません。2022年1月1日以後に支払を受けるべき退職金等より、役員等以外の勤続年数5年以下の人は、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分の1/2控除はありません。1,000円未満の端数は切り捨てます。
- *2 市民税と県民税はそれぞれ別に計算します。10%の内訳は市民税6%、県民税4%です。100円未満の端数は切り捨てます。

退職所得控除額 退職所得控除額は勤続年数に応じて計算します。

勤続年数	控除額
20年以下	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 障害者になったことにより退職した場合は、それぞれの額に100万円を加算します。

(2) その他の分離課税

個人が土地・建物等または株式等卖了（譲渡した）場合の利益（譲渡所得）などは、他の所得と分けて所得割の額を計算します。

区 分			市民税	県民税
短期譲渡所得(所有期間5年以下) (国・地方公共団体等に譲渡した場合)			7.2%(4%)	1.8%(1%)
長期譲渡所得 (所有期間5年超)	優良住宅地等 のための譲渡	2,000万円以下	3.2%	0.8%
		2,000万円超	64万円+(課税所得金額 －2,000万円)×4%	16万円+(課税所得金額 －2,000万円)×1%
	居住用財産 の譲渡	6,000万円以下	3.2%	0.8%
		6,000万円超	192万円+(課税所得金額 －6,000万円)×4%	48万円+(課税所得金額 －6,000万円)×1%
上記以外の譲渡			4%	1%
上場株式等の譲渡所得			4%	1%
上場株式等の配当所得			4%	1%
未公開株式等の譲渡所得			4%	1%
先物取引による雑所得			4%	1%

● 申告

個人住民税の申告

市内に住所がある人は、毎年2月から3月15日までの間に個人住民税の申告が必要です。なお、所得税の確定申告をした人や、次の人は個人住民税の申告は不要です。

- 前年中の収入が給与だけで、勤め先から給与支払報告書が提出されている人
- 前年中の収入が公的年金等だけで、年金支払者から公的年金等支払報告書が提出されている人
- 前年中の合計所得金額が次の計算で求めた額以下の人
 $35 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10 \text{ 万円} + 21 \text{ 万円}$
(21万円は同一生計配偶者または扶養親族のある人のみ加算します)

上記の場合であっても、年末調整ができない医療費控除や雑損控除などの適用を受ける場合や、所得に関する証明書（非課税の証明書など）が必要な人は、所得税の確定申告または個人住民税の申告が必要です。

また、公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等以外の他の所得の金額が20万円以下の人は確定申告が不要です（還付申告を除く）が、公的年金等支払報告書に記載のない控除の適用を受ける場合や、公的年金等以外の所得がある場合など、個人住民税の申告が必要になる場合があります。

申告先 ▶ 個人市民税担当

給与支払報告書の提出

勤め先などが前年中に従業員に給与を支払った場合、勤め先が毎年1月31日までに給与支払報告書を作成して、従業員が住む市町村へ提出します。

提出先 ▶ 特別徴収担当

● 納付方法

(1) 会社などに勤めている人 給与からの特別徴収

神戸市から勤め先と本人に税額をお知らせします。お勤め先が、1年分の税額を年12回に分けて、毎月の給与から差し引いて、神戸市へ納付します。これを【特別徴収】といいます。

納 期 ▶ 6月～翌年5月まで毎月

(2) 年金を受給している人（65歳以上） 年金からの特別徴収

神戸市から年金の支払者と本人に税額をお知らせします。年金支払者が1年分の税額を年6回に分けて、年金支給月ごとに年金から引き落として、神戸市へ納付します。

年金からの特別徴収の対象者

次の①～④すべてに当てはまる人が対象です。

- ① 公的年金などを受給している満65歳以上の人
- ② 公的年金などにかかる所得に対して個人住民税が課税される人
- ③ 年額18万円以上の老齢基礎年金、老齢年金、退職年金などを受給している人
- ④ 4月1日現在、神戸市の介護保険料が年金から引落しされている人

引落とし時期

● 引落とし（特別徴収）を開始する年度

月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
方 法	納付書(普通徴収)		年金からの引落とし(特別徴収)		
税 額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

● 前年度から続けて引落とし（特別徴収）をする年度

月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
方 法	年金からの引落とし(仮徴収)			年金からの引落とし(本徴収)		
税 額	前年度の年金所得に係る税額の1/2の額の1/3ずつ			年税額から仮徴収額を引いた残りの額の1/3ずつ		

(3) 自営業の人など 年4回の普通徴収

(1)(2) にあてはまらない人の場合は、毎年6月に神戸市から届く納税通知書兼納付書で、1年分の税額を一括または年4回に分けて納付します。

納 期 ▶ 6月末、8月末、10月末、1月末 ※末日が土・日・祝日にあたる場合は翌平日

個人住民税と所得税の違い

	個人住民税	所得税(復興特別所得税を含む)
対象となる所得	前年中の所得	その年の所得
非課税制度	あり(P2のとおり)	なし
均等割	あり(P2のとおり)	なし
税率(総合課税分)	所得金額にかかわらず 市民税：8% 県民税：2%	課税総所得金額に応じて高くなります *累進税率 195万円以下 5.105% 195万円超 330万円以下 10.210% 330万円超 695万円以下 20.420% 695万円超 900万円以下 23.483% 900万円超 1,800万円以下 33.693% 1,800万円超 4,000万円以下 40.840% 4,000万円超 45.945%
所得控除	(P7参照)	(P7参照)
住宅借入金等特別控除	(P9参照)	(P9参照)
寄附金税額控除	税額控除(P10のとおり)	所得控除(一部税額控除あり)
納付方法(お勤めの場合)	6月～翌年5月の毎月の給料から差引き(特別徴収)。年末調整はありません。	1月～12月の毎月の給料とボーナスから差引き(源泉徴収)。年末調整があります。

Q 所得税は年末調整できるのに、
個人住民税はなぜできないのでしょうか。

A 個人住民税の場合、前年中の給料の総額が確定したのちに税額を計算します。概算で給料から差し引いている所得税とは異なり、精算の必要がないため「年末調整」はありません。

これに対し、所得税は、先に概算で計算した税額を毎月の給料から差し引きします。そこで1年間の給料の総額が決まった段階(通常は12月の給料の支払時)で、毎月の給料から差し引いた概算の所得税額の合計と、実際の1年間の給料の総額から計算した所得税とを精算します。この精算する作業を「年末調整」といいます。

● 個人住民税の免税・減免

免税・減免には次のようなものがあります。

種 類	対 象 者
年の途中から免税	年の途中から生活保護法の規定による生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、または葬祭扶助を受けることとなった人→扶助を受けた後の個人住民税が免除されます *年の初めから生活扶助を受けている人は非課税です
一部が減免	●以下の①②を両方満たす人は、均等割、所得割が5割軽減されます ①障害者、未成年者、寡婦、ひとり親、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第1条に規定する被爆者 ②前年の合計所得金額が145万円以下の人 *配偶者控除・扶養控除がある場合はその額、16歳未満の扶養親族がある場合は33万円、同居特別障害者加算がある場合は23万円を加算します ●以下の①②を両方満たす人は、当該年度の個人住民税額のうち納期未到来分について、減少割合の5割相当額(最高5割)が軽減されます ①前年の合計所得金額が400万円以下の人 *配偶者控除・扶養控除がある場合はその額、16歳未満の扶養親族がある場合は33万円、同居特別障害者加算がある場合は23万円を加算します ②前年の合計所得金額に比べて、本年の合計所得金額が半分以下に減った人

2. 法人の市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所（以下「事務所等」といいます）または寮等をもつ法人のほか、法人でない社団等にもかかる税金です。法人の規模に応じて決まる「均等割」と、法人税（国税）の額に応じて決まる「法人税割」から成り立っています。

● 法人市民税を納める人（納税義務者）

納税義務者	納める税金	
	均等割	法人税割
市内に事務所等がある法人	○	○
市内に事務所等はないが、寮等がある法人	○	×
市内に事務所等がある法人課税信託の引受けを行う個人	×	○

● 税額の計算方法

例えば、中央区と垂水区と西区に事務所等を設けている法人の場合、税額は次のとおりです。

均等割額		+	法人税割額	=	税 額
中央区	年税額		法人税額×税率		
垂水区	年税額				
西 区	年税額				

均等割額は区ごとに算定し、それらを合計します。

2以上の市町村に事務所等がある場合は、法人税額を従業者数で各市町村に分割します。

均等割の年税額

均等割額は下表の額を区ごとに算定し課税します。

「資本金等の額 ※1」と 「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額 ※2	区内の従業者数の合計	
	50人超	50人以下
① 地方税法第294条第7項の公益法人等のうち、地方税法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第二の独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ② 地方税法第294条第8項の人格のない社団等 ※3 ③ 一般社団法人及び一般財団法人 ④ 保険業法の相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの	5万円	
1千万円以下	12万円	5万円
1千万円超 1億円以下	15万円	13万円
1億円超 10億円以下	40万円	16万円
10億円超 50億円以下	175万円	41万円
50億円超	300万円	

※1 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（2022年3月31日以前に開始する事業年度において、連結法人は2020年改正前同法同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額）に、地方税法第292条第1項第4号の5による調整を行った額

※2 2015年3月31日以前に開始する事業年度については法人税法に規定する（連結個別資本金等の額）

※3 法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うもの

法人税割の税率

法人税割額 = 法人税（国税）額 × 税率（下表のとおり）

区 分	税 率	
	2019年10月1日以後に 開始する事業年度分	2014年10月1日以後に 開始する事業年度分
下記以外の法人 (法人課税信託の引き受けを行うものを含む)	8.4%	12.1%
課税標準となる法人税(国税)の額(分割 前の金額)が年額1,600万円以下で、 かつ、次のいずれかに該当する法人等 ○資本金の額または出資金の額が1億 円以下の法人 ○資本金または出資金を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社は除く) ○人格のない社団等	6.0%	9.7%

● 申告と納付方法

下表の提出期限内に、法人税務課に申告し、納付書またはeLTAXによる電子納税によって納付します。なお、大法人等については、eLTAXによる電子申告が義務化されています。

種 類		申告・納付期限	申告納付税額(A)+(B)	
			法人税割(A)	均等割(B)
中間申告	予定申告	事業年度開始の日以後 6か月を経過した日から 2か月以内(※1)	前事業年度の確定法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数(※1)	年税額 × 事務 所等の所在月 数 ÷ 12
	仮決算 による 中間申告		事業年度開始の日以後6か月の期間 を1つの事業年度とみなして計算した 法人税額をもとに計算した額(※1)	
確定申告		事業年度終了の日の翌日 から2か月以内(原則※2)	確定法人税割額－中間申告納付額	年税額－中間 申告納付額

- ※1 通算親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日において当該通算親法人との間に通算完全
支配関係がある通算子法人は、異なる場合があります。
- ※2 申告・納付期限は、法人税(国税)と同じです。法人税(国税)について税務署長から申告期限延長の
承認を受けている場合は、法人市民税の申告期限も延長となります。

● 異動が生じた場合の届出

神戸市内で新たに法人を設立、もしくは事務所等を開設した場合、または資本金の変更、事務所等の移転等、既に神戸市に届出している事項に変更があった場合は、「法人設立・開設届」「法人の異動届」を法人税務課へ提出してください(eLTAXによる届出もできます)。届出の様式はホームページからダウンロードできます。

なお、法人市民税とは別に、法人税(国税)、法人県民税および法人事業税(県税)に関しても届出が必要です。

詳しくは ▶ [税務署、県税事務所にお問い合わせください。](#)

● 市税の電子申告・電子納税（eLTAX）

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用して従業員の給与支払報告書等を電子的に一括提出できます。個別の市町村を宛先に設定する必要もありません。

（1）神戸市が提供している申告、申請・届出手続のサービス

申告	申告・届出
○給与支払報告書 ○給与所得者異動届出書 ○特別徴収切替依頼書 ○退職手当等に係る特別徴収税額納入内訳書 ○公的年金等支払報告書 ○法人市民税 ○固定資産税(償却資産) ○事業所税	○特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 ○法人設立・設置届出書 ○法人の異動届

（2）共通納税システム（PCdesk）で納税できる神戸市税

- 法人市民税
- 事業所税
- 個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 入湯税
- 市たばこ税

詳しくは ▶ [「事業者の方向けの市税の案内」](#) [「eLTAX」](#)

3. 固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税は、固定資産を所有している人に課税される税金です。税額は固定資産の価格を基に計算します。なお、都市計画税は、市街化区域内の土地・家屋に対して、固定資産税とあわせて課税されます。

	土 地	家 屋	償却資産
市街化区域内	固定資産税 都市計画税	固定資産税 都市計画税	固定資産税
市街化調整区域	固定資産税	固定資産税	

● 固定資産とは

土地・家屋・償却資産を総称したもの

土 地	田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地
家 屋	住宅、店舗、事務所、病院、工場、倉庫等
償却資産	土地・家屋以外の「事業用資産」で、法人税または所得税の減価償却の対象となる資産

● 固定資産税・都市計画税を納める人（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在に固定資産を所有している人

土 地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
家 屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

● 税額の計算方法

固定資産の価格	→	課税標準額 ※	×	税率	固定資産税率 1.4% 都市計画税率 0.3%	=	税 額
---------	---	---------	---	----	----------------------------	---	-----

※ 課税標準額については、[P23「\(3\) 課税標準額」](#)をご参照ください。

(1) 固定資産の価格

固定資産の価格（以下「評価額」といいます）は、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて評価して決定します。

(2) 評価の方法

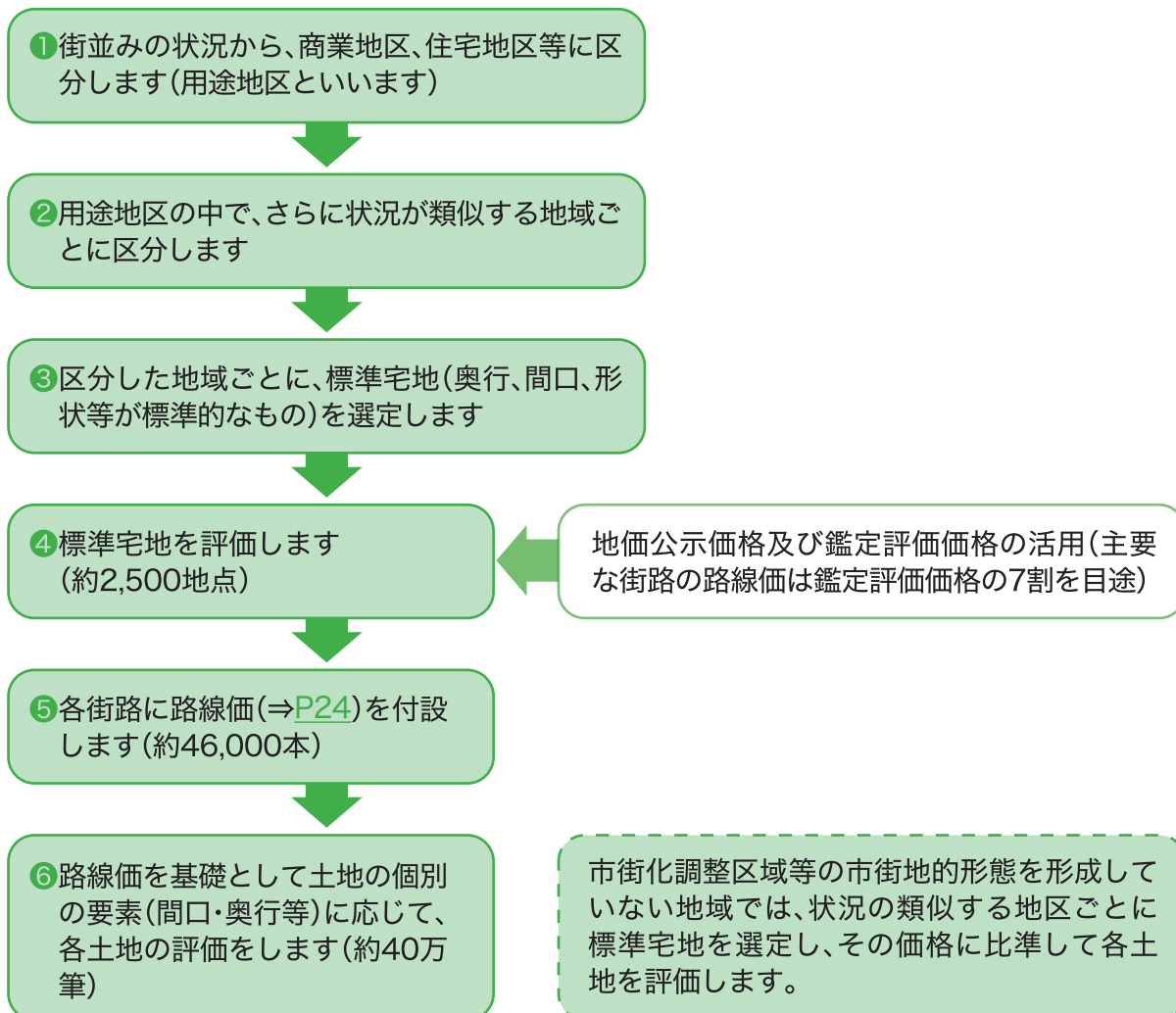
土地

地目	その年の1月1日現在の利用状況により判断します
地積	原則として登記簿に登記されている地積で計算します
評価額	地目別に定められた評価方法により評価を行います

宅地の評価

2025年度の宅地の評価は、基準年度（2024年度）の前年（2023年）の1月1日の地価公示価格および不動産鑑定士による鑑定評価から求めた価格の7割を目途とした価格を基礎として、宅地の評価方法により行います。

（例）市街地の宅地の評価の流れ



農地・山林の評価

状況の類似する地区ごとに、標準的な田・畑・山林を選定し、その価格に比準して各土地を評価します。

ただし、市街化区域に存在する農地（市街化区域農地）および農地法により宅地等への転用許可を受けた農地等並びに市街化区域に存在する山林等については、状況が類似する宅地の価格に比準して評価します。

なお、神戸市内の市街化区域農地（特定市街化区域農地）は、[P25 ページ「\(2\) 市街化区域農地に対する特例措置」](#)にあるとおり、課税の適正化措置（宅地並課税）が定められています。

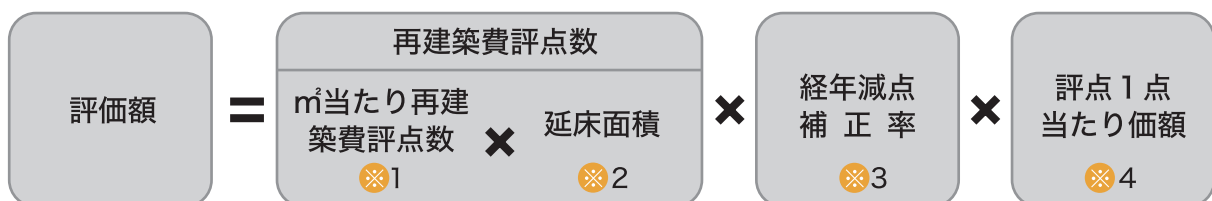
また、指定を受けてから 30 年を経過していない生産緑地地区および特定生産緑地地区の指定を受けた農地は、一般農地として評価します。

雑種地等の評価

付近の土地の価額に比準して評価します。

家屋

家屋の評価は、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づき、下記の方法により行います（再建築価格方式といいます）。そのため、実際に要した建築費用（請負金額・購入価格）とは異なります。また、建築費の何割というものではありません。



- ※1 m²当たり再建築費評点数：屋根、基礎、柱・壁体、外部の仕上、内部の仕上、建築設備等の使用資材、施工量等から算出します。
- ※2 延床面積：区分所有家屋は、「専有部分の床面積＋持分で按分した共用部分の床面積」が延床面積です。
- ※3 経年減点補正率：建築後の年数に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたもの（古くなって価値が減少した状況）です。
- ※4 評点1点当たり価額：物価水準の地域的格差や設計管理費を補正するものです。

詳しくは「家屋の評価」

減額措置については、[P28「家屋の固定資産税の減額措置」](#)を参照

土地・家屋の評価替え

土地と家屋の評価額は、3年ごとに見直し（評価替え）を行います。この見直しを行う年度のことを基準年度といい、2024年度がこれにあたります。見直した評価額は、原則として次回の基準年度（2027年度）まで3年間据え置きます。

ただし、土地の分合筆や地目変更等、家屋の新築・増改築や一部取り壊し等があれば、その翌年度に新しい評価額を決定します。

また、土地については、基準年度以外の年度においても地価の下落が認められる地域について、特例措置として簡易な方法により評価額を修正します。

償却資産

償却資産の評価は、取得価額を基にして、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮し、資産 1 品ごとに評価します。

- 前年中に取得した償却資産 評価額 = 取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2)
- 前年より前に取得した償却資産 評価額 = 前年度の評価額 × (1 - 減価率)

取得価額	原則として国税(法人税、所得税)の申告金額と同じ
減価率	原則として国税の耐用年数表(財務省令)の耐用年数に応じて決められている旧定率法の減価率

計算した結果が、取得価額の5%を下回るときは、取得価額の5%が評価額となります。

償却資産の申告

償却資産を所有している人は、毎年 1 月 1 日現在の資産の状況（資産の種類、名称、取得時期、取得価額、耐用年数等）を記載した償却資産申告書を 1 月 31 日までに提出する必要があります。

なお、リース資産については通常リース会社が納税義務者ですが、譲渡条件付リース等で、使用者が申告する必要がある場合があります。取扱いが不明な場合はリース会社に確認してください。

地方税法の規定により、非課税となる資産、課税標準の特例が適用される資産、または市税条例の規定により税額が減免される資産がある場合は、別途申告書の提出が必要です。

詳しくは▶「[償却資産（固定資産税）の申告](#)」

償却資産の種類と具体例

資産種類		課税の対象となる償却資産の例
① 構築物	構築物	舗装路面、門、塀、屋外配管、緑化施設等
	建物附属設備	受電・変電等電気設備、貸借人内装・内部造作等
② 機械及び装置		各種製造設備・クレーン等土木建設機械等
③ 船舶		はしけ、ボート、漁船、客船、貨物船、工作船等
④ 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
⑤ 車両及び運搬具		鉄軌道用車両、大型特殊自動車、その他運搬車等
⑥ 工具、器具及び備品		パソコン、応接セット、ルームエアコン、複写機等

※ ビルの一室等を借りられ内装等を施工された場合は、内装・設備一式等も課税対象

(3) 課税標準額

課税標準額とは、税額を算出するための基礎となるものです。

原則、評価額が課税標準額です。ただし、課税標準の特例（住宅用地に対する特例措置 [\(P25\)](#) 等や負担調整措置 [\(P25\)](#) 等）の適用を受ける場合、課税標準額が評価額より低くなる場合があります。

(4) 免税点

同一区内に同一人が所有する各資産の固定資産税の課税標準額の合計額が、次の金額未満の場合は、固定資産税・都市計画税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

(5) 減免

次のような事由が発生した際には、税額が減免される場合があります。減免を受けるためには、減免事由発生の日から 10 日以内に、減免申請書と減免事由を証する書類の提出が必要です。

- 生活保護法による生活扶助を受けたとき
- 神戸市の公共事業により、土地、家屋が使用収益できないとき
- 震災、風水害等で固定資産が滅失、甚大な損害を受けたとき
- 神戸市に固定資産を寄付したとき
- 相続税として固定資産を国に物納したとき

● 納付方法

毎年 4 月に固定資産税担当から納税通知書および納付書を送付しますので、納付書により一括または年 4 回（4 月、7 月、12 月、翌年 2 月。※土・日・祝日が該当すればその翌日）に分けて納付します（口座振替をしている場合、納付書は添付されません）。

● 情報開示

(1) 路線価等の公開

路線価とは、市街地等において街路に付けられた価格のことであり、具体的には、その街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

公開情報	路線価	市街地的形態を形成する地域…すべての路線価
		上記以外の地域…すべての標準宅地に係る1㎡当たりの価格
	修正率	地価の下落が認められた場合に適用する評価額の修正率
公開場所	全市分	- 市役所1号館18階市民情報サービス課(市政情報室) - 新長田合同庁舎4階 - 市立中央図書館 神戸市ホームページ(神戸市情報マップ)
	各区分	●該当する区の市立図書館

(2) 縦覧制度

神戸市内に所有する土地または家屋の評価額と、所有物件と同一区内に所在する他の土地または家屋の評価額を比較するため、「土地価格等縦覧帳簿」または「家屋価格等縦覧帳簿」を無料でご覧いただけます。

縦覧期間は、例年4月1日から4月30日（土・日・祝日が該当すればその翌日）です。

縦覧場所 新長田合同庁舎4階

※本人確認書類（個人番号（マイナンバー）カード、運転免許証等）の提示が必要です。

※納税者以外は納税者からの委任状が必要です。

(3) 閲覧（固定資産課税台帳の写し、名寄せ帳）

所有する固定資産の価格や税額等が記載された課税台帳の写しを取得（閲覧）できる制度です。また、所有者以外にも借地借家人その他固定資産を処分する権利を有する一定の方も、使用または収益の対象となる部分について、取得（閲覧）できます。

閲覧場所

土地・家屋 ⇒ 新長田合同庁舎市税の窓口または土地・家屋が所在する区の市税の窓口（兵庫・北神・長田・西区役所には市税の窓口はありません）

償却資産 新長田合同庁舎市税の窓口

※インターネット・郵送でも請求できます。

詳しくは「[固定資産課税台帳の写し・名寄せ帳の閲覧](#)」

閲覧手数料

1年度1区1所有者ごとに300円

※縦覧期間中（上記（2）参照）は無料（固定資産を処分する権利を有する一定の方を除く）

● 土地の固定資産税・都市計画税の特例

(1) 住宅用地に対する特例措置

居住用の家屋の敷地（住宅用地）については、その税負担を特に軽減する必要があることから、課税標準の特例があります。住宅用地の課税標準額は、評価額に特例率（住宅用地特例率）を乗じた額が上限です。

住宅用地	固定資産税 課税標準額	都市計画税 課税標準額
小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	評価額×1/6	評価額×1/3
一般住宅用地 (200㎡を超える部分)	評価額×1/3	評価額×2/3

※同一敷地内に住宅が複数戸ある場合、「200㎡×戸数」までが「小規模住宅用地」となります。

住宅用地の範囲

特例の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地面積（家屋の延床面積の10倍が限度です）に下表の率を乗じて求めた面積です。

家屋	居住割合	率
専用住宅	全部	1.0
地上4階以下の 併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
	2分の1以上	1.0
地上5階以上の 併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
	2分の1以上4分の3未満	0.75
	4分の3以上	1.0

※「専用住宅」とは、専ら居住の用に供する家屋をいい、「併用住宅」とは、その一部(4分の1以上)が居住の用に供されている家屋をいいます。

(2) 市街化区域農地に対する特例措置

課税の適正化措置（宅地並課税）の対象となる市街化区域農地の課税標準額は、評価額に特例率を乗じた額が上限です。

固定資産税 課税標準額	都市計画税 課税標準額
評価額×1/3	評価額×2/3

(3) 負担調整措置

評価額が急激に上昇した土地については、税負担の上昇が緩やかになるよう、課税標準額を徐々に上昇させる負担調整措置があります（課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものを「負担水準」といいます）。

このため、例えば過去の評価替えにおいて評価額が急激に上昇した一方で、負担調整措置により、本来負担すべき税額まで段階的に引き上げている過程にある土地（負担水準が低い土地）については、評価額が前年度より下がっても、税額が据置きまたは上昇する場合があります。

【住宅用地の場合】

負担水準※1	課税標準額	税 額
100%以上	評価額×住宅用地特例率 ※2…特例課税標準額	据置き または 引下げ
100%未満	前年度課税標準額+特例課税標準額×5% ただし、上記の方法による課税標準額が、 ・特例課税標準額を上回る場合は、特例課税標準額 ・特例課税標準額の20%を下回る場合は、20%相当額	上 昇

※1 負担水準＝前年度課税標準額÷特例課税標準額×100(%)

※2 住宅用地特例率…「住宅用地に対する特例措置」(⇒P25参照)

【非住宅用地(商業地等)の場合】

負担水準※	課税標準額	税 額
70%超	評価額×70%	引下げ
60%以上 70%以下	前年度課税標準額と同額	据置き
60%未満	前年度課税標準額+評価額×5% ただし、上記の方法による課税標準額が、 ・評価額の60%を上回る場合は、60%相当額 ・評価額の20%を下回る場合は、20%相当額	上 昇

※負担水準＝前年度課税標準額÷評価額×100(%)

【市街化区域農地の場合】

負担水準※	課税標準額	税 額
100%以上	固定資産税：評価額×1/3…(★) 都市計画税：評価額×2/3…(★)	据置き または 引下げ
100%未満	前年度課税標準額+(★)×5% ただし、上記の方法による課税標準額が、 ・(★)を上回る場合は、(★) ・(★)の20%を下回る場合は、20%相当額	上 昇

※負担水準＝前年度課税標準額÷(★)×100(%) ※(★)＝評価額から算出した課税標準額

【一般山林の場合】

負担水準※	課税標準額	税 額
100%以上	評 価 額	据置き または 引下げ
100%未満	前年度課税標準額+評価額×5% ただし、上記の方法による課税標準額が、 ・評価額を上回る場合は、評価額 ・評価額の20%を下回る場合は、20%相当額	上 昇

※負担水準＝前年度課税標準額÷評価額×100(%)

【一般農地(市街化区域農地以外の農地)の場合】

前年度課税標準額×下表の負担調整率(標準額を上回る場合は標準額)

負担水準※	負担調整率
90%以上	1.025
80%以上 90%未満	1.05
70%以上 80%未満	1.075
70%未満	1.10

※負担水準＝前年度課税標準額÷評価額×100(%)

● 家屋の固定資産税の減額措置

(1) 新築住宅に対する減額措置

2026 年 3 月 31 日までの間に新築された住宅について、次の要件をすべて満たす場合は、新築後の一定期間、固定資産税が減額されます。なお、都市計画税は減額されません。新築住宅に対する減額措置は、原則申告がなくとも適用されます。手続きは不要です。ただし、減額対象の住宅のうち、以下の要件をすべて満たすものについては申告書の提出が必要です。

- 3 階建以上の耐火（準耐火）構造の住宅であること。
- 「専有部分の床面積 + 持ち分で按分した共用部分の床面積」が 40 平方メートル以上 50 平方メートル未満であること。
- 建築当初より賃貸住宅として利用されていること。

新築住宅が長期優良住宅の場合

通常の住宅と比べて、使用期間が特に長い長期優良住宅として、着工までに市の認定※を受けた新築住宅に限り、下表のとおり減額期間が延長されます。

また、認定長期優良住宅の減額を受けるには、新築された年の翌年の 1 月 31 日までに固定資産税第 1 ～ 3 課へ申告してください。

※長期優良住宅の認定については、建築住宅局建築指導部建築安全課（☎(078) 595-6557）へお問い合わせください。

減額要件

- ① 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の 2 分の 1 以上であること
- ② 居住部分の床面積が一戸あたり 50㎡（一戸建以外の貸家住宅の場合は 40㎡）以上 280㎡以下であること
- ※居住部分の床面積は、分譲マンション等の区分所有家屋については、「専有部分の床面積 + 持分で按分した共用部分の床面積」で判定します。また、賃貸マンション等についても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

減額割合・減額期間

住宅の階層等	居宅部分の床面積	減額対象	減額割合	減額期間	長期優良住宅の減額期間
① 一般の住宅 (② 以外の住宅)	50(40)㎡ ～120㎡	居住部分全部	2分の1	3年度分	5年度分
	120㎡ ～280㎡	居住部分の内 120㎡相当分			
② 3 階建以上の耐火（準耐火）構造の住宅 ※	50(40)㎡ ～120㎡	居住部分全部		5年度分	7年度分
	120㎡ ～280㎡	居住部分の内 120㎡相当分			

※耐火構造、準耐火構造とは、建築基準法の規定によるものです。

(2) その他の減額措置

2026年3月31日までの間に、以下の工事を実施した住宅について、一定の要件を満たす場合は、改修工事の翌年度分の固定資産税が減額されます。なお、都市計画税は減額されません。

以下の改修工事の完了日から3か月以内に固定資産税第1～3課へ申告してください。

(1) 減額要件・減額割合

減額措置	主な要件	減額対象	減額割合	長期優良住宅の減額割合
ア・耐震改修工事を行った住宅	① 1982年1月1日以前から所在する住宅であること ② 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること ③ 耐震基準に適合する改修工事を行ったこと ④ 工事費用が1戸あたり50万円を超えること ※ 長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は、①～④に加え、⑤の要件を満たすこと ⑤ 居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること	居住部分 120㎡ 相当分まで	家屋の 固定資産税の 2分の1	家屋の 固定資産税の 3分の2
イ・バリアフリー改修工事を行った住宅	① 新築された日から10年以上を経過した住宅(貸家住宅を除く)であること ② 改修後の住宅の床面積が1戸あたり50㎡以上280㎡以下であること ③ 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること ④ 次のいずれかの人が居住すること 65歳以上の人、要介護又は要支援の認定を受けている人、一定の障害のある人 ⑤ 次のバリアフリー改修工事の内、いずれかの工事を行ったこと(家屋内部の工事が対象) 廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、便所の改良、手すりの設置、床の段差の解消、引き戸への取替え、床表面の滑り止め化 ⑥ 工事費用(補助金等をもって充てる部分を除く自己負担)が1戸あたり50万円を超えること	居住部分 100㎡ 相当分まで	家屋の固定資産税の 3分の1	

減額措置	主な要件	減額対象	減額割合	長期優良住宅の減額割合
ウ.省エネ改修工事を行った住宅	① 2014年4月1日以前から所在する住宅(貸家住宅を除く)であること ② 改修後の住宅の床面積が1戸あたり50㎡以上280㎡以下であること ③ 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること ④ 現行の省エネ基準に適合した、次の改修工事(外気と接するもの)を行ったこと(分譲マンションは、専有部分について改修工事が行われているものに限る)窓の断熱工事(必須)、窓の工事と併せて行う天井、壁、床の断熱工事 ⑤ 工事費用(補助金等をもって充てる部分を除く自己負担)が1戸あたり60万円(※1)を超えること	居住部分 120㎡ 相当分まで	家屋の 固定資産税の 3分の1	家屋の 固定資産税の 3分の2

- ※1 ・断熱改修工事に係る費用が60万円超または
 ・断熱工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超
- ※ 家屋の固定資産税の減額措置については、減額の種類により、重複して適用できない場合があります。

長寿命化の大規模修繕工事をした分譲マンションへの減額措置の要件等および上記について詳しくは▶「[家屋の固定資産税](#)」

● その他の届出等のお願い

下記のような場合は、ご連絡ください。

- 住所(送付先)を変更した場合
- 所有者がお亡くなりになった場合

※相続登記義務化に伴う不動産の登記手続きは、不動産の所在地を管轄する地方法務局へご相談ください

名称	電話番号	所在地	最寄交通機関	管轄
神戸地方法務局	(078)392-1821	〒650-0042 中央区波止場町1-1	JR・阪急・阪神 市営地下鉄 三宮	灘 中央 兵庫
東神戸出張所	(078)451-7955	〒658-0021 東灘区深江本町4丁目4-1	阪神 深江	東灘
須磨出張所	(078)794-2045	〒654-0154 須磨区中落合3丁目1-7	市営地下鉄 名谷	長田 須磨 垂水
北出張所	(078)594-3351	〒651-1145 北区惣山町1丁目7-11	神戸電鉄 北鈴蘭台	北
明石支局	(078)912-5511	〒673-0891 明石市大明石町2丁目4-25	JR・山陽電鉄 明石	西

- 未登記の家屋の所有者を変更した場合
- 家屋を新築、増改築、(一部)取り壊した場合
- 住宅を店舗に変える等家屋の用途を変更した場合

※一般倉庫から冷蔵倉庫、または冷蔵倉庫から一般倉庫になった場合も含む

詳しくは▶「[冷蔵倉庫用建物における固定資産税の取扱い](#)」

- 共用私道を所有している場合(一定の要件を満たす場合、その私道の固定資産税が非課税または減額となります)

4. 軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車に対して課税されます。

● 軽自動車税（種別割）を納める人（納税義務者）

毎年4月1日（賦課期日）に、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人

4月2日以降に廃棄・譲渡しても1年分の税金がかかります！

● 年税額

原動機付自転車、二輪の軽自動車および二輪の小型自動車、小型特殊自動車

車種区分		年税額
原動機付自転車	排気量50cc(600w)以下※	2,000円
	排気量50cc(600w)超90cc(800w)以下	2,000円
	排気量90cc(800w)超125cc(1,000w)以下	2,400円
	ミニカー（三輪以上で排気量50cc(600w)以下）	3,700円
二輪の軽自動車（排気量125cc超250cc以下）		3,600円
二輪の小型自動車（排気量250cc超）		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他作業用	5,900円

※ 総排気量125cc以下で最高出力を4.0kw以下に制御したものを含む

軽四輪等（三輪以上の軽自動車）

車種区分			年税額		
			(A) 2015年3月31日 までに最初（新車） の新規検査を受け た車両	(B) 2015年4月1日以 降に最初（新車）の 新規検査を受けた 車両	(C) 最初（新車）の新規 検査から13年を経 過した車両※
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※ 「燃料の種類」が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引自動車は除きます。

軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）

2024年4月1日から2025年3月31日までに最初（新車）の新規検査を受けた軽四輪等で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、**2025年度分**に限り下表の年税額を適用します。

車種区分			年税額		
			電気軽自動車・ 天然ガス 軽自動車 ※1	ガソリン車・ハイブリッド車 ※2 (揮発油を内燃機関の燃料とするもの)	
				基準1 ※3	基準2 ※4
三輪			1,000円	2,000円	3,000円
四輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	—	—
	貨物用	営業用	1,000円	—	—
		自家用	1,300円	—	—

- ※1 天然ガス軽自動車については、2018年排出ガス規制に適合するものまたは2009年排出ガス規制に適合し、かつ、2009年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限る
- ※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも2018年排出ガス基準50%低減達成車または2005年排出ガス基準75%低減達成車に限る
- ※3 2020年度燃費基準達成かつ2030年度燃費基準の90%以上達成車
- ※4 2020年度燃費基準達成かつ2030年度燃費基準の70%以上達成車

● 納付方法

毎年5月にお送りする納税通知書兼納付書で、5月末日までに納付が必要です。
なお、軽自動車税（種別割）には、自動車税（種別割）のような月割課税制度はありません。

● 環境性能割

環境性能割は新車・中古車を問わず購入価格が50万円を超える車両に課税されます。
賦課徴収は都道府県が行っています。

お問い合わせ先

	管轄	電話番号	所在地
神戸ナンバーの 自動車	神戸県税事務所 自動車税審査 納税証明課	(078)441-0305	〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町33
神戸ナンバーの 軽自動車	神戸県税事務所 軽自動車税審査課	(078)822-6050	〒658-0046 神戸市東灘区御影本町1-5-5

● 減免制度（電子、郵送または窓口で手続きできます）

申請により、身体障害者等または身体障害者等と生計同一の者が所有する軽自動車等で一定の要件にあてはまるものは、身体障害者等 1 人につき 1 台に限り免税されます。

※自動車税（種別割）が減免されていない場合に限る

※窓口は市税の窓口または新長田合同庁舎 2 F の軽自動車税の窓口です

● 原動機付自転車のナンバープレート

右図①②のとおり2種類のプレートから選択できます（プレートの番号選択はできません）。



（見本）二輪50cc以下



（見本）二輪50cc以下

なお、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に対しては、安全性の観点から、車体幅に収まるような、従来の原動機付自転車のものよりも小型のプレートを交付します。

● 申告

軽自動車などを取得・住所変更された場合は 7 日以内に、廃車や譲渡された場合は 30 日以内に、申告してください。

なお、原付等の登録、廃車等の手続きは、①電子申請 ②郵送申請 ③窓口申請が可能です。

詳しくは ▶ [「原付・小型特殊の申請」](#)

車 種	登録機関
☐ 原動機付自転車 ☐ 小型特殊自動車	法人税務課軽自動車税担当
☐ 三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会兵庫事務所 ☎050-3816-1847(東灘区御影本町1-5-5) 
☐ 二輪の軽自動車 ☐ 二輪の小型自動車	神戸運輸監理部兵庫陸運部 ☎050-5540-2066(東灘区魚崎浜町34-2) 

原動機付自転車、小型特殊自動車の申告の際に必要な書類など

申告の種類	申告に必要なもの										
	販売証明書	廃車証明書	届出者の 本人確認書類	住民票住所の確認 できるもの	主たる定置場※ 1が 確認できるもの	神戸市内の住所を 確認する書類	登 録 票	ナン バー プ レ ー ト	譲 渡 証 明 書	委 任 状	返 信 用 封 筒
販売店から 購入した時	○	—	○	△ ※3	△ ※3	△ ※4	—	—	—	△ ※8	△ ※9
市外の人から 譲り受けた時 (前の市町村で廃車済み)	—	○	○				—	—	—		
市外の人から 譲り受けた時 (前の市町村で未廃車)	—	—	○				△ ※5	○	○		
市外から 転入した時 (前の市町村で廃車済み)	—	○	○				—	—	—		
市外から 転入した時 (前の市町村で未廃車)	—	—	○				△ ※5	○	—		
市内の人から 譲り受けた時 (既に廃車済み)	—	○	○				—	—	—		
市内の人から 譲り受けた時 (未廃車)	—	—	○				△ ※5	△ ※6	○		
廃車 ※2 するとき	—	—	○	—	—	—	△ ※5	△ ※7	—		△ ※10

- ※1 主たる定置場とは、車両を運転しない時に主に駐車している場所のことです
- ※2 廃車とは車両を解体した場合・車両が盗難にあった場合・市外へ転出した場合・市外の人へ譲渡した場合などのことです
- ※3 神戸市に住民登録が無い場合に必要です。住民票の住所は運転免許証などで、主たる定置場は学生証・社員証・通学(通勤)証明などで確認します
- ※4 神戸市外で住民登録をしており、神戸市に居住されている場合に必要です。賃貸借契約書、公共機関からの郵便物などで確認します
- ※5 登録票を紛失された場合は不要です
- ※6 ナンバープレートを紛失された場合や、また同じナンバープレートを引き続き使用する場合は不要です
- ※7 ナンバープレートを紛失された場合は不要です
- ※8 代理の場合のみ委任状が必要です
- ※9 郵送申請の場合は返信用封筒が必要です
- ※10 郵送申請で、廃車申告済証が必要な場合は返信用封筒が必要です

5. 市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者などが神戸市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこにかかる税金です。

● 市たばこ税を納める人（納税義務者）

製造たばこの製造者、特定販売業者（外国産たばこの輸入業者）、卸売販売業者

市たばこ税は、国のたばこ税、県たばこ税とあわせて販売価格に上乗せされますので、実質的に税金を負担するのは、たばこを買った人です。

● 税額の計算方法と税率

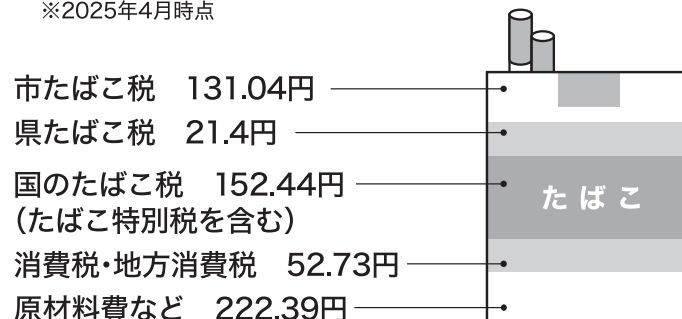
税額の計算方法 売渡し等をした製造たばこの本数 × 税率

税 額 1,000 本につき 6,552 円

● 申告と納付方法

製造たばこの製造者などが、毎月初日から末日までの間に売り渡した製造たばこにかかる税額を、翌月末日までに申告して納付します。

○たばこ1箱(20本入り580円)に含まれる税金
※2025年4月時点



● 手持品課税

税率の引き上げにより、引き上げ時点において一定本数以上のたばこを所持（販売用）するたばこの小売販売業者等には、たばこ税の「手持品課税」が実施されます。

6. 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場（温泉施設）に入湯する人にかかる税金です。

鉱泉浴場の保護管理施設、消防施設の整備や観光の振興などの財源として活用します。

● 入湯税を納める人（納税義務者）

鉱泉浴場（温泉施設）に入湯する人

● 税額

宿泊を伴う入湯	1人1泊	150円
日帰りの入湯	1人1日	75円

● 入湯税がかからない人

- 7歳未満の子ども
- 共同浴場や一般の公衆浴場に入湯する人
- 社会福祉施設に入湯する人
- 日帰りの入湯であって、利用料金が1,200円（消費税別）未満のものに入湯する人
- 修学旅行などの学校行事（短大、大学を除く）に参加し、温泉施設に入湯する人

● 申告と納付方法

温泉施設を経営する人が入湯する人から徴収し、毎月末日までに前月分の入湯客数、税額、その他必要な事項を申告して納付します。

7. 事業所税

事業所税は、東京都や政令指定都市のほか、主に人口 30 万人以上の都市が、都市環境や都市需要の整備に要する費用に充てるため、一定規模以上の事業を営み、人や車両が参集する原因となる法人または個人にかかる税金です。

事業所等の家屋床面積を課税標準とする「資産割」と、事業所等の従業者給与総額を課税標準とする「従業者割」があります。

	資産割		従業者割
納税義務者	市内にある事業所等において事業を行う法人又は個人 ※1		
課税標準	事業所等の家屋床面積 (自己所有であるか賃貸かを問わない)		従業者の給与総額 (賞与を含み、退職金は除く)
課税標準の 算定期間	法人	事業年度	
	個人	課税期間(1月1日から12月31日)	
税率	1㎡につき600円		従業者給与総額の0.25%
申告義務	市内の事業所等の家屋床面積の合計が 800㎡を超える場合		市内の従業者数の合計が 80人を超える場合
免税点 の判定	市内の事業所等の家屋床面積の合計 (非課税部分を除く)が1,000㎡以下		市内の従業者数の合計(非課税 に係る者を除く)が100人以下
	○課税標準の算定期間の末日の現況で判断します。 ○資産割または従業者割のいずれか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合は、免税点を超えたものについて単独で申告納付が必要です。 ○事業を行う法人または個人が免税点以下であっても、みなし共同事業(※2)に該当することにより免税点を超える場合があります。		
納付方法	申告納付(法人税、所得税、法人市民税などと同様)		
申告先	法人税務課 事業所税担当		
申告納付 期限	法人	事業年度終了の日から2か月以内 ※3	
	個人	翌年の3月15日	

- ※1 「事業を行う法人または個人」とは、事業所用家屋の所有者であるかどうかは問わず、実際に事業を行っている法人または個人です。貸しビル等は、借り受け名義を問わず、実際の使用者が納税義務者です。
- ※2 「特殊関係者」(親族その他の特殊の関係にある個人または同族会社)と同一の家屋で事業を行っている場合、その特殊関係者の行う事業は共同事業とみなします。この場合、免税点の判定はその者の事業と特殊関係者の事業を合算して行います。ただし、課税標準の算定は、いずれの場合も合算せず単独で行います。
- ※3 申告納付期限の延長制度はありません。法人市民税は法人税の延長期限を援用するため、延長があります。

第2章 国と県の税金

● 国の税金

所得税、法人税、地方法人税、特別法人事業税、復興特別所得税相続税、贈与税、登録免許税、印紙税、消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、電源開発促進税、自動車重量税、国際観光旅客税、関税、とん税、特別とん税

詳しくは ▶ [財務省ホームページ](#)、[国税庁ホームページ](#)、[インボイス制度](#)

所得税、相続税など国税のお問い合わせ先

		担当区	電話番号	所在地	最寄交通機関
大 阪 国 税 局			(06)6941-5331	〒540-8541 大阪市中央区大手前1丁目5-63	Osaka Metro 谷町線 天満橋
税 務 署	芦屋	東灘区	(0797)31-2131	〒659-8503 芦屋市公光町6-2	阪神 芦屋
	灘	灘区	(078)861-5054	〒657-0834 灘区泉通2丁目1-2	市バス 水道筋1
	神戸	中央区	(078)391-7161	〒650-8511 中央区中山手通2丁目2-20	市営地下鉄 三宮(西出口)
	兵庫	兵庫区 北区	(078)576-5131	〒652-0802 兵庫区水木通 2丁目1-4	市バス 新開地
	長田	長田区	(078)691-5151	〒653-0832 長田区御船通1丁目4	市バス 大道通1
	須磨	須磨区 垂水区	(078)731-4333	〒654-8511 須磨区衣掛町5丁目2-18	市バス 神戸須磨シーワールド
	明石	西区	(078)921-2261	〒673-8555 明石市田町1丁目12-1	バス国道西新町・ 明石警察署前

詳しくは ▶ [「タックスアンサー」](#)

● 兵庫県の税金

個人県民税、法人県民税、事業税地方消費税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税種別割、自動車税環境性能割、鉾区税、固定資産税(※一定の額を超える大規模償却資産にかかるもの)、狩猟税

詳しくは ▶ [兵庫県税務課ホームページ](#)

自動車税、不動産取得税など県税のお問い合わせ先

名称	電話番号	所在地	最寄交通機関
神戸県税事務所	(078)647-9117	〒653-8766 長田区二葉町5丁目1-32	JR・市営地下鉄(西神山手) 新長田 市営地下鉄(海岸線) 駒ヶ林

第3章 納税のご案内

1. 市税の納付方法

● 金融機関・コンビニでの納付

- 全国の eL-QR 対応金融機関（eL-QR がついた納付書に限る）
利用可能な金融機関は [eLTAX ホームページ](#) をご確認ください。
- 市の指定金融機関等（eL-QR がついていない納付書でも納付できます）

(2024年4月1日現在)

銀行	<u>三井住友*</u> 、 <u>三菱UFJ</u> 、 <u>りそな</u> 、 <u>みずほ</u> 、 <u>百十四*</u> 、 <u>広島*</u> 、 <u>中国*</u> 、 <u>但馬*</u> 、 <u>池田泉州*</u> 、 <u>伊予*</u> 、 <u>四国*</u> 、 <u>山口*</u> 、 <u>阿波*</u> 、 <u>関西みらい</u> 、 <u>SBI新生</u> 、 <u>みなと*</u> 、 <u>トマト*</u> 、 <u>山陰合同*</u> 、 <u>徳島大正*</u> 、 <u>京都*</u> (全国の本店・支店)、 <u>楽天銀行*</u> (WEB口座振替のみ)
信用金庫	<u>神戸*</u> 、 <u>兵庫</u> 、 <u>日新*</u> 、 <u>淡路</u> 、 <u>姫路</u> 、 <u>播州</u> 、 <u>尼崎</u> 、 <u>中兵庫</u> 、 <u>西兵庫</u> 、 <u>大阪</u> (兵庫県内・大阪府内の本店・支店)
信用組合	兵庫県*(兵庫県内の本店・支店) 兵庫ひまわり*、大阪協栄、兵庫県医療*、近畿産業※ (いずれの金融機関も神戸市内の本店・支店) 淡陽*(本店、兵庫県内の支店)
その他	<u>兵庫六甲農業協同組合*</u> (本店・支店) 近畿労働金庫(神戸市内の本店・支店)、 なぎさ信用漁業協同組合連合会(明石市内の本店・支店)
ゆうちょ銀行・郵便局	近畿2府4県(京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)内の <u>ゆうちょ銀行*</u> ・郵便局 ※口座振替は全国の本店・支店で対応可能
コンビニ	バーコードの表示がある納付書(1枚あたりの税額が30万円以下)は、下記のコンビニの全国の店舗でご利用いただけます。 セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハマナスクラブ、MMK設置店

● 口座振替（自動払込）による納付

以下の各種方法により手続きできます。

申込手続方法	インターネット	郵送	金融機関窓口
概 要	専用サイトにアクセスし、Web上で手続き	口座振替納付依頼書に必要事項を記入、押印のうえ、神戸市納税案内センター（口座担当）あてに郵送	金融機関備付けの「口座振替のご案内」（依頼書）に必要事項を記入、押印のうえ窓口へ提出
口座振替ができる税目	個人住民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）（随時に課税されたものは除く）		
口座振替日	それぞれの納期限（納税通知書で確認できます） ※一括の場合は第1期の納期限 ※前日までに残高を確認ください。再振替はありません。 ※振替できなかったときは、お送りする納付書でお納めください		
納付の確認	領収証書発行なし（通帳記帳により確認してください）		
手続きに必要なもの	①納税通知書 ②口座振替を希望する金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるもの	①納税通知書 ②印鑑 ③預貯金通帳またはキャッシュカード ④口座の届出印	
手続き完了までの期間	数日	2 か月	1～1か月半
手続き可能な金融機関等	P39「金融機関・コンビニでの納付」 のうち、「＊」のある金融機関	郵送先：〒653-8762 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号-5階 神戸市納税案内センター（口座担当）宛	P39「金融機関・コンビニでの納付」 のうち市内の金融機関
市ホームページ	インターネットでの口座振替の申込み	市税の口座振替（自動払込）	

● クレジットカードやネットバンキングによる納付

納付方法

「[地方税お支払サイト](#)」(右の二次元コード)にアクセスし、カメラまたは二次元コードリーダーで納付書に記載のeL-QRを読み取るか、eL番号を入力して納付します。



	クレジットカード	インターネットバンキング								
納付金額の上限	1,000万円未満	1,000億円未満								
納付できる期間	納付書の「取扱期限」まで ※納期限を過ぎた場合、延滞金がかかることがあります									
システム利用料	<table><tr><th>納付税額</th><th>利用料(税込)</th></tr><tr><td>1～10,000円</td><td>40円</td></tr><tr><td>10,001～20,000円</td><td>123円</td></tr><tr><td>20,001～30,000円</td><td>205円</td></tr></table>	納付税額	利用料(税込)	1～10,000円	40円	10,001～20,000円	123円	20,001～30,000円	205円	なし
	納付税額	利用料(税込)								
	1～10,000円	40円								
	10,001～20,000円	123円								
20,001～30,000円	205円									
納付金額が10,000円を超えた場合、納付金額が10,000円増えるごとに、システム利用料が82円(税込)または83円(税込)ずつ加算されます										
注意事項	●領収証書は発行されません。 ●金融機関窓口やコンビニでは納付できません。 ●一度の登録で継続的かつ自動的に決済することはできません。納付のたびに手続きが必要です。 ●納付できる時間帯については、「地方税お支払サイト」をご確認ください。 ●納付後すぐ証明書を請求する場合は、新長田合同庁舎・各区市税の窓口へお越しください(兵庫・北神・長田・西区役所には市税の窓口はありません)。 ●外部サイトへ遷移してカード情報もしくは口座情報を入力しないと納付手続きは完了しません。 ●納付状況は納付完了メール、もしくは地方税お支払サイトの「納付履歴」から確認できます。									

● スマホ決済アプリによる納付

納付方法

スマホ決済アプリを起動して、納付書に記載の eL-QR を読み取り納付します。

注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 車検用（継続検査用）納税証明書が必要な場合は別途申請が必要です。
※納付後すぐ証明書を申請される場合は、各区市税の窓口・新長田合同庁舎へお越しください（兵庫・北神・長田・西区役所、サービスコーナーでは発行できないことがあります）。
- 納付手続き完了後に納付の取り消しはできません。
- 納付書に記載された取扱期限を過ぎると納付できません。
- 金融機関やコンビニでは納付できません。

2. 過誤納金の還付

● 過誤納金とは

納付した後に、減額の変更（減額の更正、減額の賦課決定、賦課の取消など）により納めすぎとなった税金（過納金）や、二重に納付するなど誤って納めた税金（誤納金）のことです。

これらの過誤納金はお返しします（還付といいます）。ただし、その還付を受けるべき納税者等に納期限を過ぎても未納となっている市税や延滞金が残っている場合は、そちらに充当した後、残額があれば還付します。

● 還付の方法

還付金は口座振込みにより還付します。口座振替制度を利用しているなど口座情報が判明している人については、その口座に振り込みます。口座情報が不明な人は、還付金の受取口座を指定が必要です。

還付もしくは充当した市税がある場合は「過誤納金還付兼充当通知書」でお知らせします。

なお、「過誤納金還付兼充当通知書」を発行した日から5年を経過すると、還付金の受け取りができなくなります。

3. 滞納

税金を納期限までに全額納付されないことを「滞納」といいます。

神戸市では、ほとんどの人が納期限内に納付していますが、中には滞納となる人もいます。

市税を滞納すると、延滞金などで納税者自身にとって不利益となるだけでなく、それを集めるための事務に費用がかかります。この費用は、本来は市民のくらしや福祉・教育・文化などに使われるべき市税から支出されます。

市税は市民みんなの財産です。必ず納期限までに納めてください。

● 納期限後の納付には延滞金がかかります

市税を納期限までに納付されない場合は、税金のほかに延滞金がかかります。

納期限までに完納されない場合、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて延滞金が課されます。

延滞金の率

2000年1月1日以後の期間については特例の割合が適用されており、この率は毎年見直されます。ただし、特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合が適用されます。

	本 則	特 例		
		2013年12月31日 までの期間	2014年1月1日以降 2020年12月31日までの期間	2021年1月1日 以降の期間
納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	年 7.3%	特例基準割合 ※1	特例基準割合 ※2 +年1%	延滞金特例基準割合 ※3 +年1%
それ以後	年 14.6%	年14.6%	特例基準割合 ※2 +年7.3%	延滞金特例基準割合 ※3 +年7.3%

- ※1 前年の11月30日の商業手形の基準割引率(日本銀行法第15条第1項第1号で定められている率)に、年4%の割合を加算した割合(0.1%未満の端数があるときは切り捨て)。
- ※2 前々年の10月から前年の9月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を平均した割合として告示された割合に、年1%の割合を加算した割合。
- ※3 前々年の9月から前年の8月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を平均した割合として告示された割合に、年1%の割合を加算した割合。

市税の納付が困難なときは

火事、風水害などの災害にあわれたり、所得が著しく減少したなど特別な事情により、市税の納付が困難な場合には、一定期間納税を猶予したり、市税を減免する制度があります。適用されるかどうかの判断には、詳しく事情をお聞きする必要がありますので、お早めにご相談ください。

納税の猶予

「猶予の申請の手引」は「[市税の猶予・減免制度](#)」からダウンロードできます。

徴収猶予

次の事情により、市税を一時に納めることが困難な場合は、申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります(担保の提供が必要な場合あり)。

- ①災害を受けまたは盗難にあったとき
- ②本人または生計を一にする家族が病気にかかったときまたは負傷したとき
- ③廃業または休業したとき
- ④事業につき著しい損失を受けたとき
- ⑤法定納期限から1年を経過した後に、納付(納入)すべき税額が確定したとき

換価の猶予

市税を一時に納めることにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合は、申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります(担保の提供が必要な場合あり)。

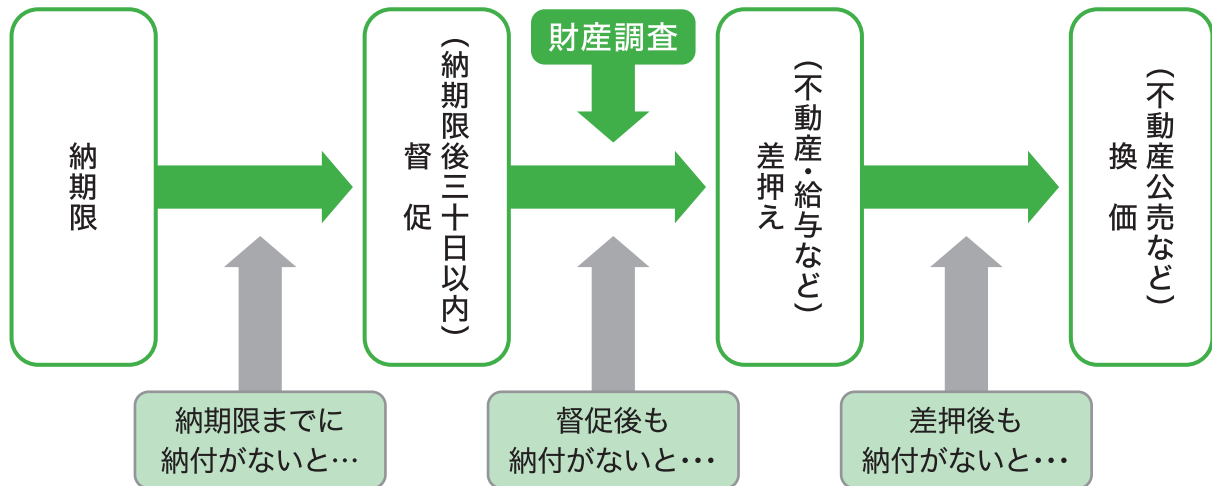
市税の減免

次にあてはまる場合は、申請に基づいて右の市税が減免されることがあります。

- 災害を受けた場合 ⇒ 個人住民税、固定資産税・都市計画税
- 生活扶助を受けている場合 ⇒ 個人住民税、固定資産税・都市計画税
- 所得が著しく減少した場合 ⇒ 個人住民税
- 身体障害者等のために軽自動車等を専用している場合 ⇒ 軽自動車税

● 滞納処分

納期限までに全額が納付されない場合は、納付した人との公平を保つため、また市民みんなの財産である市税を確保するため、督促状や催告書をお送りし、財産調査のうえ、差押えをはじめとする滞納処分を行います。



差押え

滞納市税について、法律で「督促状を発した日から10日を経過した日までに完納しないとき」は「財産を差し押さえなければならない。」と定められています。

したがって、このような場合には、その人の財産（給与、年金、預貯金、生命保険、不動産、動産、有価証券等）を差し押さえます。

督促状や催告書が届いたら、すぐに確認を！！

督促状や催告書が届いたら、すぐに内容を確認して納付していただくか、納付できない事情がある場合は、ご連絡ください。放置されますと財産を差し押さえます。

差押財産（不動産等）の公売

差し押さえた後も滞納が続いた場合、差押財産（不動産等）を公売（強制的に売却）し、売却代金を滞納市税に充当します。

4. 納税者の権利救済制度－不服申立て

● 審査請求

市税の課税の決定、滞納処分（督促、差押え等）などに関して不服がある場合は、市長に対し文書により審査請求をすることができます。

審査請求ができる期間

● 「市税の課税の決定」に不服のある場合

原則として納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内

● 「督促」に不服のある場合

原則として督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内

● 「不動産等の差押え」に不服のある場合

原則として差押えの決定の通知（差押調書、差押書）を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売期日等のいずれか早い日

提出先 ▶ 処分を行った担当課または行財政局総務課（審査請求担当）

● 審査の申出

土地・家屋・償却資産の評価額に不服がある場合、2024年度の価格について、原則として4月1日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日まで、固定資産税企画課、固定資産税第1課、固定資産税第2課、固定資産税第3課（以下「固定資産税関係課」といいます。）または神戸市固定資産評価審査委員会に対して書面で審査の申出をすることができます。

提出にあたっては、固定資産税関係課に評価内容の説明を受けた上で提出してください。

提出先 ▶ 新長田合同庁舎固定資産税関係課
神戸市固定資産評価審査委員会

上記の不服申立て（審査請求・審査の申出）の決定に対しても不服がある場合は、さらに裁判所に訴えることができます。

詳しくは ▶ [「審査申出（固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合）」](#)

第4章 市税の証明書

● 市税の証明書の概要

市税の証明書には以下のものがあります。

証明の種類	手数料	
①納税証明書※1	1税目・1年度・1区ごと1通につき	300円※2
②所得・課税(非課税)証明書	1年度ごと1通につき	
③固定資産課税台帳登録事項証明書	1年度の土地1筆・家屋1棟につき 1年度の償却資産1種類につき	
④住宅用家屋証明書	家屋1棟ごと1通につき	1,300円

市税の証明書を
請求できる人

☐ 本人(納税管理人、相続人などを含む) ☐ 本人の委任等を受けている人(委任状などを持参した人) ☐ 同一世帯の親族で本人の依頼があったと認められる人 ☐ その他法律で定められた人

※1 軽自動車の車検用納税証明書は車検時の提示が原則不要

※2 車検用納税証明書は無料

本人確認書類・委任状

(1) 市税の証明書を請求する方の本人確認書類

- 官公署が発行した顔写真付きの証明書(1点)
運転免許証、マイナンバーカード、旅券(パスポート)等
または、次のもの(2点以上)
- 健康保険被保険者証または資格確認書、年金手帳、社員証、学生証、通帳等

(2) 委任を受けた人は委任状、承諾書等(原本)

※法人に関する証明書を従業員が請求する場合は、代表者からの承諾を得ていることがわかるものの添付が必要です
※車検用納税証明書を請求する場合は、「車検証(その写し)の提示」または「納税証明書交付申請書へ納税義務者の住所・氏名・車両標識番号の記入」でも委任関係を認定しています

● インターネット請求

請求できる証明書は以下の表のとおりです。

証明の種類	請求者
<u>所得・課税(非課税)証明書</u>	個人の納税者に限る
<u>納税証明書</u>	納税者(個人・法人)に限る <u>「車検用納税証明書」</u> については代理人による請求も可能
<u>固定資産課税台帳登録事項証明書</u>	所有者(個人・法人)、相続人、代理人に限る
<u>閲覧(固定資産税台帳の写し)</u>	所有者(個人・法人)、相続人、代理人に限る ※電子交付のみ

詳しくは ▶ [「市税の証明書交付申請」](#)

● 所得・課税（非課税）証明書のコンビニ等での取得

下表のコンビニ等にマイナンバーカードを持参してください（電子証明書の4桁の暗証番号が必要です）。

証明の種類	手数料	取得可能時間	取得可能店舗 ※マルチコピー機設置店舗のみ
所得・課税（非課税）証明書	1年度ごと 1通につき 150円 ※1	6:30～ 23:00 ※2	●セブンイレブン ●ローソン ●ファミリーマート ●ミニストップ ●セイコーマート ●ウエルシア薬局 ●イオンリテール ●エーコープ鹿児島 ●イオン北海道 ●ポプラ ●日本郵便 等

※1 手数料がインターネット、郵送、窓口請求の半額です

※2 店舗営業時間のみ

注意事項

- 現年度・前年度分のみ発行できます
- 市外転出により本市に住民票が無い場合は発行できません
- 住所や課税内容に変更があった場合、一定期間、最新情報の証明書は発行できません
- 取得された証明書の返金・交換はできません
- 本市に申告書や給与支払報告書等の提出がない方は発行できません

ただし、配偶者控除または扶養控除の対象者として認定されている方は発行できます

詳しくは ▶ [「証明書コンビニ交付サービス」](#)

● 郵送請求

以下の必要書類を新長田合同庁舎 2 階市税の窓口（〒 653-8762）へ郵送してください。

必要書類	備考
① 証明書交付申請書	● 申請書は「市税の証明書の交付申請」からダウンロードできます ● 任意様式でも可能ですが、必ず氏名（名称）・フリガナ・生年月日・現住所・連絡先電話番号・必要な証明書と必要事項（年度、通数、使用目的）を記入してください（固定資産の場合は、物件の所在地・家屋番号、車検用納税証明書の場合は、車両標識番号の記入が必要）
② 手数料分の定額小為替	● 郵便局で販売しています ● つり銭のないようにご注意ください ● 定額小為替への記入は不要です ● 有効期限内（発行から6か月以内）のものに限る ● 切手では納付できません
③ 返信用封筒	● あらかじめ宛先を記入し、切手を貼ってください
④ 請求者の本人確認書類（写し）	● 「本人確認書類・委任状（1）」を参照
⑤ 委任状（原本）	● 委任を受けた場合のみ
⑥ 領収証書等	● 納付後3週間以内に「納税証明書」を申請する場合のみ ● 申請書の到達からおおよそ1週間以内に返送します

※ 住宅用家屋証明書の請求の場合は、④⑤は不要ですが、申請者ごとに必要な書類があります

詳しくは ▶ [「住宅用家屋証明書の交付申請」](#)

● 窓口請求

窓口で本人確認を行います。本人確認書類・委任状はいずれも原本を持参してください。

証明の種類	請求窓口
① 納税証明書	新長田合同庁舎2階市税の窓口・各区役所・各支所・出張所・サービスコーナー
② 所得・課税(非課税)証明書	
③ 固定資産課税台帳登録事項証明書	新長田合同庁舎2階市税の窓口・各区市税の窓口※・北須磨支所(土地家屋)
	新長田合同庁舎2階市税の窓口・各区市税の窓口※(償却資産)
④ 住宅用家屋証明書	新長田合同庁舎2階市税の窓口・物件が所在する区の市税の窓口※

※ 兵庫・北神・長田・西区には市税の窓口がありません

注意事項

- ①について納付後すぐに納税証明書が必要な方は、収納確認のためその税金の領収証書をお持ちください。
(兵庫・北神・長田・西区役所、サービスコーナーでは納付後すぐには発行できません。)
- ①のうち滞納がないことの証明書、公益法人認定等申請用は新長田合同庁舎2階市税の窓口のみ発行できます。
- ①②のうち届出・申告等が必要なものは各区にあるテレビ電話で対応します。
- ①は今年度を含めて4年度分、②③は今年度を含めて5年度分までさかのぼって申請できます。
- ③の一部は、新長田合同庁舎2階市税の窓口と物件が所在する区の市税の窓口でしか発行できません。
- ④の申請の場合は本人確認書類および委任状は不要です。